

## 申告書は自分で書いて 提出はお早めに!

所得税は税務署へ、  
市民税・都民税は市役所へ

窓口での受付期間は2月16日(金)～3月15日(木)

「税」は、皆さんが安心して暮らせるよう、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。今年も、所得税と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは2月16日(金)～3月15日(木)に、所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で行います。各会場とも車での来場はご遠慮ください。

### 所得税の確定申告は税務署へ

申告と相談は東村山税務署へ  
〒189 8555、東村山市本町1ノ20ノ22  
☎042・394・6811

個人事業者の消費税と地方消費税の申告・納税は4月2日(月)まで  
所得税の確定申告が  
必要 な 方

(1) 事業を営んでいる方  
不動産所得などがある方、土地・建物等やゴルフ会員権および株式等を譲渡した方などで、18年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかると住宅借入金等特別控除額および定率減税額の合計額より多い方

(2) 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方  
給与の年収が2000万円を超える方、給与を2力以上から受けている方で、従たる給与等の金額と給与以外の所得との合計額が20万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方、同族会社の役員等で、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料な

どの支払いを受けている方  
所得税の源泉徴収が行われない家事使用人、在日外国館に勤務する方および国外で支払いを受ける給与のある方など

(3) 公的年金等から源泉徴収税額を引かれている方、年金を2力以上から受けている方は確定申告が必要な場合があります

サラリーマンで還付申告をされる方へ  
還付申告は、東村山税務署で2月15日以前でも受け付けています。

給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などの適用を受けることができる方、また、年の途中で退職したため年末調整を受けることができなかつた方などは、源泉徴収税額の還付を受けるための確



### 所得税と市民税・都民税 申告の際の共通事項

申告は郵送でもお受けします  
申告書をすべて記載でき、申告書を郵送する方、「控え」が必要な方は...封筒の裏側に、ご自分の住所、氏名をお書きください。控えに受付印が必要な方は住所、氏名等をボールペンで記載の上、切手を張った返信用封筒を同封してください。  
土曜・日曜日、祝日はお休みです  
東村山税務署と市役所は土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、2月18日と25日の日曜日に限り、午前9時～正午と午後1時～5時に同税務署で、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。この2日間は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。  
当日は電話での相談および国税の領収、納税証明書の発行は行っていません。

国税庁ホームページアドレス  
<http://www.nta.go.jp>

### 市民税・都民税の申告は市役所へ

申告と相談は課税課市民税係(市役所2階、内線2333)へ

申告が必要な方  
(1) 19年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方

(2) 給与所得者の方でも、次のいずれかに該当する方  
勤務先から市役所へ給与と支払報告書の提出がない方、給与を2力以上から受けている方、18年中に退職し、19年1月1日現在就職していない方、給与のほかに地代・家賃原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では給与と所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要はありませんが、市民税・都民税では申告をする必要があります)

(3) 19年1月1日現在、市

納税には口座振替をご利用ください  
申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用すると、金融機関の預貯金口座(郵便貯金も利用可)から振り替えて納税することができ

申告の必要がない方  
(1) 「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当する方でも、所得税の確定申告書を税務署に提出した方  
(2) 給与と所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与と支払報告書を提出済みの方  
(3) 給与と所得者の妻などで同居の方の扶養になつている方  
(4) 18年中から継続して生活保護を受けている方

### お願い

市役所でお受けできる確定申告は、市役所・各会場とも次のものに限定させていただきます。

(1) 提出のみの方 = 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの

(2) 簡易な申告の方 = 給与と公的年金のみの収入の方、前記に該当し、医療費控除や寄付金控除のある方

なお、簡易な申告の方で、市役所においていただく場合には、あらかじめ確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄など分かるところは記載し、筆記具・計算機をご持参ください。市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて疑問等がある方に書き方のアドバイスを行いますが、確定申告書はご自身で作成していただきます。

【ご注意】市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付を受けられる方は税務署へ確定申告をしてください

印鑑

前年中に収入のなかった方も申告を  
前年(18年)中に、病気・失業・学生等の理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し提出してください  
(同居の方の扶養になつている場合は除く)。  
申告書を提出することにより、非課税証明書発行などの資料となります。  
申告書(市民税・都民税)が届かない方へ  
申告書は、申告する必要があります

申告に必要なもの  
申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・生命保険料・損害保険料・医療費等の各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書 国民健康保険税・国民年金・介護保険料で前年中に支払った領収書等

### 市民税・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
市役所 2階204・205会議室	2月16日(金)から	午前8時半～11時
	3月15日(木)まで	午後1時～5時
西部地域センター 3階第2・第3講習室	2月5日(月)	午前9時半～11時 午後1時～4時
	2月6日(火)	
南部地域センター 2階講習室	2月7日(水)	午前9時半～11時 午後1時～4時
東部地域センター 1階講習室	2月8日(木)	

市役所・各会場でお受けできる確定申告書は、提出のみの方および簡易な申告の方に限定させていただきます。

### 確定申告の無料相談(税理士会)

会場	日程	受付時間
市役所 7階701会議室	2月6日(火)と 2月19日(月)から 2月23日(金)まで	午前9時半～11時半 午後1時半～3時半

受付時間は混雑の状況により早く締め切る場合があります。  
所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。

定率減税の廃止  
18年度までは、個人住民税「所得割」額の7.5%相当額を控除(2万円を限度)していましたが19年度からは廃止となります。  
詳しくは課税課市民税係へ

65歳以上の方に適用されていた非課税措置廃止に伴う経過措置の変更  
19年度は17年1月1日現在65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方の所得割および均等割の税額を3分の1減額します(18年度は3分の2減額でした)。

5乗規定、平均課税の規定が廃止となりました。  
65歳以上の方に適用されていた非課税措置廃止に伴う経過措置の変更  
19年度は17年1月1日現在65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方の所得割および均等割の税額を3分の1減額します(18年度は3分の2減額でした)。